

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 45 条に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和 7 年 1 月 1 0 日設定)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 45 条に基づく「事業計画等の認可」については、次のとおりとする。

- (1) 「事業実施の方針」が「業務内容」と矛盾していないこと。
- (2) 収支が均衡していること。（費用に見合う予算が確保されていること。）

※標準処理期間 14 日